

**新会社法上、唯一の罰則？
～決算の開示～**

新会社法の 決算関係の論点

新会社法における決算関係の主な論点...

- 剰余金の分配についての統一的財源規制

従来、資本を財源とする払い戻し(原資などによるもの)と、利益を財源とする払い戻し(利益配当、中間配当、自己株式の有償取得)に分かれ、個別に規定されていた株主に対する金銭の分配を、「剰余金の分配」として一本化し、分配可能額の算出方法などの規定を新たに決めた。また、子会社株式や貴金属などの現物配当も(中間配当以外で)規定されていなかったものを明文化した。

- 資本金・準備金の分類と取り崩しに関わる手続きの規定

- 計算書類の新設(株主資本等変動計算書)と廃止(利益処分案)

- 決算公告の方法

このような論点のうち、

会計の実務を前提とする「剰余金の分配」は、上述の説明で終わらせ、当講座では中小零細企業経営者として会計の常識の範疇で知っておくべき、「資本金・準備金の分類」と「計算書類の新設・廃止」の要旨に簡単に付録資料にまとめ、本題である、決算公告について考えることとする。

新会社法における決算公告義務規定の背景

旧法下での決算公告義務と実態

旧法下でもすべての株式会社は、決算者の公告が義務付けられており、これを怠ると100万円以下の過料が科せられることになっている。しかし、一般の中小零細企業では、決算書は税務申告のために必要だから作っただけと言うのが、実態であり、必ずしも会社の財務内容を正確に反映していないものであった。そして、当然、そのような決算書を公開する企業はなかった。一方、法律で定めてあっても尚、過料が科せられた例は皆無で、無視されたままのルールとなっていた。

新会社法の基本は...

今までの商法や会社法体系の「建前」を「本音」に近づけること。そのための定款自治であり、機関設計。そのような新会社法でも尚、無視され続けた決算公告義務が維持されたことには注目を要する。

【新会社法での決算公告義務規定】

【基本】

すべての株式会社は、定時株主総会終結後、遅滞なく貸借対照表を(大会社では損益計算書も合わせて)、官報か日刊新聞紙に公告する、もしくは5年間ホームページに掲載して公開しなくてはならない。

【規定が緩和されるケースなど】

- 特例有限会社は決算公告は不要
- 有価証券報告書の提出が義務付けられている株式会社については、EDINETによって開示されているので公告不要
- 官報・日刊新聞紙での広告を行なう場合は、計算書の要旨のみの公告で構わない
- 中小企業は方法によらず、貸借対照表の公告・開示でよく、損益計算書については必要ない

決算公告の方法のまとめ

区分		インターネット上のウェブサイト に 5年間 表示する会社(注)	インターネット上のウェブサイト に 5年間表示する左記の会社以外の会社	
			公告方法が官報又は 時事に関する 日刊新聞紙による会社	公告方法が 左記以外の会社
大会社	有価証券報告書 を提出して いない会社	公告不要	貸借対照表、 損益計算書の 要旨を公告	貸借対照表、 損益計算書を 公告
	有価証券報告書 提出会社	EDINETで開示するため、 公告不要(ウェブサイトでの表示も不要)		
中小会社	有価証券報告書 を提出して いない会社	公告不要	貸借対照表の 要旨を公告	貸借対照表を 公告

注) インターネット上のウェブサイトには貸借対照表、または貸借対照表と損益計算書を5年間表示する場合には、定款にその旨を定める。

新会社法の決算公告義務の意義の検討

株式会社

新会社法により、会社運用の徹底的な自由化・柔軟化

- 自由な機関設計
- 自由自在な種類株式の設定
- 最低資本金制度も廃止

その結果、
取締役会もなく、役員も一人しかいず、
監査役もいず、資本金も一円で、
株の譲渡は厳しく制限されたような、
全く透明性の低い株式会社の存在をも
認めることになった

新会社法下の企業の信頼性証明のツール

- 会計参与の設置
- 決算公告義務の実効化

株主・債権者・
税務署に対する
信用性の向上

定款自治は、自社の自由な運用を
企業に認める代わりに、それを定款に
明らかにし、その遵守をせまるもの。

新会社法は、会社法に従うところが
少ない既存の中小零細企業の実態に
即して、それをルール化するのが目的
の一つ。

そのように考えると、会計参与制度の
導入や決算公告義務の実効化は、
中小零細企業をターゲットとしていると
判断するのが妥当であろう。

決算公告義務違反企業の摘発の可能性の実際

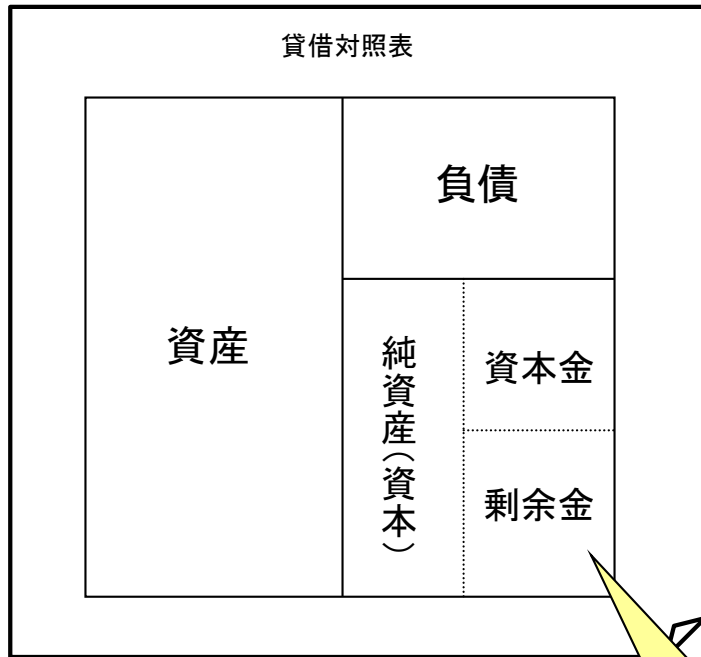
南野法務大臣の「決算公告義務違反があった場合の取り扱い」についての国会答弁内容
(平成17年6月14日)

「直ちに決算公告義務違反があれば罰則を掛けるとの扱いをすることは関係者に無用の混乱を生ぜしめるおそれがあると、必ずしも適切ではないというふうに考えますけれども、したがって、まずは関係者が決算公告の重要性に対する認識を深めて、各会社が自発的にこれを行なうような環境を作ることに努め、その後の状況に応じて、決算公告を義務を怠る者に対して過料規定の実効性の確保も含めて適切な措置をとるように図ってまいりたいというふうに現時点で考えております」

このような当局の考え方からすると、

新会社法施行後の決算公告義務違反が見逃されるかどうかは、予断を許さず、少なくとも、過料の制裁を受けても文句は言えない状況と判断すべき。

付録資料： 資本の部の構成変更



旧商法による資本の部において...

★剰余金： 純資産から資本金を差し引いた額

★資本準備金： 性質上、資本金に近いものとして、

配当可能利益としての積み立ては認められない。

★利益準備金： 配当可能利益に近く、将来の事業不振などに備えて、
つみたてられるもの。

これら二つを、法定準備金と言う。

利益準備金の積み立て限度額については、資本準備金との合計額が、資本の4分の1になるまでとされている。逆に言えば、資本準備金と利益準備金の区別を明確にする必要はなく、4分の1を積み立てることに意味があることになる。

新会社法では...

原資が、資本金か剰余金の分類を重視せず、
拘束性の違いで分類している。

具体的な規定では...

- 法定準備金間の科目の区別をなくした。
- 剰余金の配当をする際には、その配当により、減少する剰余金の額の10分の1を準備金として計上しなくてはならない。

従来の剰余金

【資本剰余金】

- 資本準備金
- その他資本剰余金
- 資本金及び資本準備金の減少差益
- 自己株式の処分差益

【利益剰余金】

- 利益準備金
- 任意積立金
- 未処分利益

新会社法の規定による
資本金以外の資本の部

【準備金】

- 資本準備金
- 利益準備金

【剰余金】

- 資本剰余金
- 未処分利益

付録資料： 計算書類の変更

株主資本等変動計算書			
	資本金 (千円)	資本準備金 (千円)	利益剰余金 (千円)
×××1年 3月31日	10,000	10,000	20,000
増資	2,500	2,500	—
当期純利益	—	—	5,000
配当	—	—	(3,000)
×××2年 3月31日	12,500	12,500	22,000

従来 of 計算書

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 営業報告書
- 利益処分案
- 製造原価計算書
- ※(製造業のみ)

新会社法の規定による計算書

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 営業報告書
- 株主資本等変動計算書
- 製造原価計算書
- ※(製造業のみ)

※定時株主総会の招集通知に添付して、株主に送付

新設の株主資本等変動計算書は、期中の資本金、準備金、剰余金などの変動を明らかにすることが目的。

今までも、利益処分案、貸借対照表などから資本関係の変動は分かったが、それを一つにまとめることとなった。

一方で、利益処分案と言う規定は新会社法上には存在しなくなる。今までの利益処分案に記載されていた利益処分に関する議案は、「剰余金分配手続き」・「資本の部の係数の変動手続き」・「役員賞与」などの他の手続きに吸収されることとなる。